

イオンiD特約

「イオンiD」のお申し込みにあたり、「会員特約」に同意していただきます。同意されない場合は、当サービスをご利用いただけません。また、イオンiDの登録には所定の審査がございます。審査の結果イオンiDの登録をお見送りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

場合、iD会員に通知することなくiD携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第15条（本サービスの一時停止、中止）

当行は、以下のいずれかに該当する場合には、iD会員に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当行は、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いを中止または一時停止することによるiD会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いが困難であると当行が判断した場合
- ② その他、コンピュータシステムの保守他、当行がやむを得ない事情で本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合

第16条（免責）

- ① 当行は、iD会員がiD携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能またはiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、iD会員または第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
- ② 当行は、本特約に別途定める場合を除き、iD携帯およびiD携帯内に装備された非接触ICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりiD会員がiD携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。ただし、当行の故意または重過失による指定アプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

第17条（使用携帯電話の届出について）

iD会員は、本決済システムの利用にあたり、第5条に定める使用携帯電話の電話番号およびeメールアドレスを当行に届け出るものとします。また、当行が使用携帯電話の電話番号およびeメールアドレス（以下「携帯電話番号等」といいます。）を用いてiD会員に連絡をとることに同意します。携帯電話番号等については、個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意事項に規定する個人情報として扱うものとします。

第18条（特約の変更、承認）

- ① 当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本特約を変更することができます。
 - ① 変更の内容がiD会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- ② 本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。
- ③ 当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、本特約の変更手続を行うことができます。この場合には、iD会員は、当該周知の後にiD携帯を本決済システムで利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されます。

第19条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2020年4月改定）

第1条（定義）

「iD決済システム」（以下「本決済システム」といいます。）とは、携帯電話等に搭載された非接触ICチップを用いて行うクレジット決済システムをいいます。

第2条（iD会員）

- ① 株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）が発行するクレジットカードに入会または入会を希望される個人会員（以下「会員」といいます。）で、本特約および決済用カード（第6条に定めます。）の会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で本決済システムの利用申込みをし、当行が適当と認めた方をiD会員とします。
 - ② 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本人会員が、利用代金の支払いその他本特約に関する一切の責任を負うことを承諾し、当行所定の方法で本決済システム利用の申込みをし、当行が適当と認めた当該家族会員をiD会員とします。
 - ③ iD会員である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含みます。）を本人会員に通知することをあらかじめ承諾するものとします。
 - ④ 本人会員は、iD会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報（第5条に定めます。）、第4条に定める暗証番号（以下「指定暗証番号」といいます。）等の管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。
 - ⑤ iD会員である家族会員の利用に基づく一切の債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。
- ## 第3条（iD会員番号およびアクセスコードの発行）
- ① 当行は、iD会員に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
 - ② iD会員は、当行から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD会員本人以外の第三者に使用させてはなりません。
 - ③ iD会員は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難等をされた場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
 - ④ 第三者が、アクセスコードおよび指定暗証番号を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当行は、当該第三者による利用もiD会員本人の利用とみなし、当行に責のある場合を除き、本人会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第4条（指定暗証番号）

- ① 当行は、iD会員より申出のあったiDを指定暗証番号として所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
- ② iD会員は、指定暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された指定暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本人会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条（会員情報登録）

- ①当行は、iD会員に対しアクセスコードを通知することにより、iD会員が本決済システムで使用する自己の管理する携帯電話（以下「使用携帯電話」といいます。）に装備された非接触ICチップに、本決済システムの利用に必要な情報（以下「iD会員情報」といいます。）を登録（以下「会員情報登録」といいます。）することを承認します。なお、iD会員は、当行が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」といいます。）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
- ②iD会員は、当行が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要な当行が指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）を、当行所定の方法で使用携帯電話にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなど当行所定の方法により会員情報登録するものとします。ただし、使用携帯電話にあらかじめ指定アプリケーションがインストールされている場合、当該アプリケーションのダウンロードの手続きは省略できるものとします。
- ③iD会員は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応する機能を備えた携帯電話の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- ④iD会員が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第6条（iD携帯の利用）

iD会員は、前条②項に定める手続きを行い会員情報登録が完了した使用携帯電話（以下「iD携帯」といいます。）を当行所定の方法で使用することにより、会員規約に従いiD会員があらかじめ指定する決済用の当行クレジットカード（以下「決済用カード」といいます。）に代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD加盟店」といいます。）での支払い手段とすることができます。

第7条（iD携帯の管理）

- ①iD会員は、iD携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。
- ②iD会員は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてiD携帯に登録されているiD会員情報を事前に削除するものとします。
- ③iD会員は、iD携帯に装備された非接触ICチップおよび指定アプリケーションにつき偽造、変造または複製等を行ってはなりません。
- ④iD会員が前三項に違反したことによりiD会員本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員本人の利用とみなします。

第8条（ご利用代金の支払い）

- ①本人会員であるiD会員は、本特約に基づく一切の債務を、決済用カードの利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
- ②前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、本人会員が会員規約第24条の定めに従い、お支払い方法の変更サービスを申し出ることができます。

※イオンiD特約（スマートペイカード版）

- ②前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として、リボルビング払いとなり、会員規約第24条

の規定を準用します。

第9条（ご利用枠）

- ①iD会員は、決済用カードの「ショッピング利用可能枠」の範囲内で、iD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。
- ②当行は、前項の規定にかかわらず指定暗証番号の入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができるものとします。
- ③iD会員は、当行が適当と認めた場合、本条①項の規定にかかわらず、決済用カードの「ショッピング利用可能枠」を超えてiD携帯を利用できることがあります。この場合においても、本人会員は当然に支払の責を負うものとします。

第10条（盗難・紛失）

- ①iD会員は、iD携帯またはiD会員情報が盗難・紛失・詐取等（以下「盗難・紛失」といいます。）にあったときは、最寄りの警察署および当行に速やかに連絡し、当行所定の盗難・紛失届を提出していただきます。
- ②本条①項の届けの提出がなく、iD携帯を不正使用された場合の損害は本人会員の負担となります。
- ③本条①項の定めに基づきiD会員が、iD携帯またはiD会員情報の盗難・紛失届を提出された場合は、当行が受理した日を含めて61日前にさかのぼり、その後に発生した損害額について全額補填します。
- ④補填されない損害
当行は、次の損害については補填の責を負いません。
①iD会員の故意または重大な過失に起因する損害
②iD会員のご家族・同居人・当行から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する損害
③登録された指定暗証番号が使用された場合（第4条②項によりiD会員が責任を負う場合）
④戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われたiD携帯またはiD会員情報の盗難・紛失に起因する損害
⑤本特約および会員規約等の違反に起因する損害

第11条（有効期限）

- ①iD会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当行が指定し、アクセスコードの通知とあわせてiD会員に通知します。
- ②iD会員情報の本決済システムにおける有効期限の2ヶ月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、当行は有効期限を更新し、iD会員に通知します。
- ③前項の場合、iD会員は改めて第5条に準じて会員登録を行うものとします。

第12条（退会、会員資格の取消）

- ①iD会員がiD会員を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
- ②iD会員が退会などにより決済用カードの会員資格を失った場合は、同時にiD会員としての会員資格を失うものとします。
- ③iD会員はiD会員としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとします。なお、当該措置を行わなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用はiD会員本人の利用とみなします。

第13条（再発行）

- ①当行は、会員情報登録前のアクセスコードの盗難・紛失、またはiD携帯の機種変更、盗難・紛失または破損等の理由により、iD会員がiD会員番号およびアクセスコードの再発行を希望し当行が適当と認めた場合にはiD会員番号およびアクセスコードを再発行します。
- ②前項の場合、iD会員は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第14条（利用停止措置）

当行は、iD会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはiD携帯もしくは決済用カードの使用状況が適当でない判断した